# でとりで、当費生活相談器口



事業者との契約トラブルは、誰にでも起こりうる身近な問題です。物を購入したり、サービスを利用する際に不安に感じたり、気になることがあれば気軽に相談してください。

#### どんな相談を受けているの?

- ・消費者と事業者との契約トラブルの相談
- 多重債務の相談
- ・製品事故に関する相談

## 最近の相談事例をご紹介

500円の商品を注文しただけのつもりが、4万円もの契約だった

「お試しのつもりが、最低購入回数が条件となっている定期購入契約だった。」 購入時、魅力的な広告ばかりに目を奪われず、注文内容や返品の約束についら購入しましょう。



#### 簡単にお金を稼げるはずが、借金地獄に

「誰でも簡単に絶対に稼げるという副業サイトで、高額なコンサルタント契約をした。手持ちのお金がなかったので、借金して支払ったが、全く儲からない。」

簡単に誰もが儲けることができる仕事はありません。



# 出 前 講 座 をご利用ください

寸劇や勉強会を通じて、消費者トラブルの手口や対処方法をお伝えします。講師は消費生活相談員です。最近の手口を知り、トラブルから身を守りましょう。

利用を希望される方は、下記の相談窓口へご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症対策をして行っています



## 各市の消費生活相談窓口

時 間/10:00 ~ 16:00 相談料/無料 相 談/予約制 予 約/住民登録地の窓口 ※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください。

月~金曜日 多治見市役所 / 22-1134 (直通) 火曜日 瑞浪市役所 / 68-9748 (直通)

金曜日 土岐市役所 / 54-1111 (内線 172)

瑞浪市役所 / 68-9748 (直通) 🖂 メールでの相談 / kouiki@tono-seibu.org

相談は資格を持った専門相談員が3市の各市役所でお話をおうかがいしております。

消費者ホットライン。局番なしの 188 土日も対応。お近くの相談窓口に繋がります。